

第27回「上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議」

の議事概要について

1. 開催日時 令和6年2月9日(金) 18:30～20:00
2. 開催場所 上尾市文化センター 201集会室
3. 議事概要

1) 事業者説明要旨

①【開会】

②【議事1】規約の改定について

③【議事2】前回の議事概要について

④【議事3】トラスト17号地について

⑤【議事4】サワトラノオ増殖株の移植について

⑥【議事5】道路排水浄化施設について

⑦【議事6】湿地保全計画の改定について

⑧ その他

2) 意見・助言の概要

① 開会		
開会	事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 前回の会議で、サワトラノオ増殖株の移植の実施について了解を頂き、移植予定の半分を先行して移植するという事で、地下水位が回復した12月に移植を行わせていただいた。本来であれば移植の前に委員の皆さまにきちんと情報共有すべきだったが、認識に誤りがあり、できなかった。また、環境保護団体の皆さまに事前にご説明したときに、移植に立ち会いたかったというご意見も頂き、大変反省している。本日もご提案をさせていただくが、残りの移植は2月末に行う予定なので、ご都合がつくようであれば立ち会っていただけると幸いである。委員の皆さまとの情報共有については、心よりお詫び申し上げます。今回は議事録の確認不足が原因と考えられるので、複数の職員で再度議事録の確認をし、今後は確実に委員の皆さまと情報共有してまいりたいと考えている。<p style="text-align: right;">(大宮国道)</p>・ 本日の検討会議は、1点目としてトラスト17号地について、2点目としてサワトラノオ増殖株の移植について、3点目として道路排水浄化施設について、4点目として湿地保全計画の改定について、これらの検討を進めてきたので、その内容を説明させていただき、ご審議いただきたい。<p style="text-align: right;">(大宮国道)</p>

② 規約の改定について		
議事1 (規約の改定について)	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 今回、規約の内容について、委員名簿から、辞任のお申し出のあった窪田委員、浅枝委員のお二方を名簿から削除した。令和6年2月からの適用とさせていただいた。 (大宮国道)
	議事了承	

③ 前回の議事概要について

<p>議事 2 (前回の議事概要について)</p>	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-2「第 26 回上尾道路の検討会議における指摘事項とその対応」についてを用いて、説明させていただく。 ・議事 3 の道路排水浄化施設について、ビオトープの要素を取り入れた設計が必要ではないかのご指摘を受け、資料 5 で上尾側浄化施設について、ビオトープ要素を取り入れたイメージを提案している。 ・議事 4 の希少植物の保全の進め方については、4 項目ある。1 つ目は、「生育個体の形状、元気度、本数などは今までのデータの中に一切ないが、それはきちんとモニタリングの中に入れる必要がある」とのご指摘を頂き、こちらは資料 4 で、サワトラノオ増殖株の移植後のモニタリング項目に、株の生育状況の指標となるような生育高の計測を追加している。2 つ目は、「科学的に生育をどういう状況で報告するのかを決め、報告できるように会議を開催すること」とのご指摘を頂き、こちらも資料 4 で、モニタリング結果を最低年 1 回検討会議に報告したいと考えている。3 つ目は、「いろいろな条件を変え実験的にデータを取るなら、そのほうがよい」とのご指摘があり、こちらも資料 4 で、サワトラノオ増殖株の移植後の除草等について、除草の有無や対象の異なる 3 区分を設定している。4 つ目は、「増殖株移植地は、最終的に絞り込んだ形状に修正すること」とのご指摘を頂き、こちらも資料 4 で、サワトラノオ増殖株の移植地を最終的なコドラート設置形状に合わせて修正した。 ・「湿地保全計画の更新は、既にある湿地保全計画のどこをどのように変えていったらいいかということについて意見を頂き、更新していけばいいのではないか」とのご指摘を頂き、資料 6 で、湿地保全計画の更新項目案をご提示したいと考えている。
------------------------------------	------------	---

③ 前回の議事概要について

議事 2 (前回の議事概要について)	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「トラスト 17 号地については、誤除草影響調査の結果と対応について示すこと」とのご指摘を頂き、資料 3 で、トラスト 17 号地の誤除草影響調査結果および再生方法を提示している。 (大宮国道)
		<ul style="list-style-type: none"> ・議事録の概要だが、副所長のご挨拶で、再度議事録を確認して情報共有をしたいとおっしゃったが、これは議事録の確認という問題ではなくて、この会議に対する姿勢だと思う。議事録もクソもなくて、ご自分がおっしゃったことをきちんと守らなかった、検討会議で約束したことが守れずに勝手に植えてしまったわけで、見たかったら今度はぜひ参加してくださいという話ではないと思う。 ・今まで何度も裏切られ、あまり信用はしていないので、ご発言をと言ってもしょうがないが、二度とこんなことがないようにして、再度あれば今度はペナルティーもちゃんと考えていただくので、その点はよろしく願いたい。 (北村委員) ・議事録をちゃんと読んでそのとおりにやっていただければいいことなので、おっしゃるように対応していただければと思う。よろしく願います。 (亀山議長)
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりました。 (大宮国道)

④ トラスト17号地について		
<p>議事3 (トラスト17号地について)</p>	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議において「誤除草影響調査の結果と対応について示すこと」との指摘を頂き、誤除草後の調査結果とそれを踏まえたトラスト17号地の再生方法について検討したので、ご説明させていただく。 ・ 誤除草の経緯についてご説明する。令和元年6月21日に、大宮国道の発注工事において、江川地区環境保全エリアの除草作業時に作業範囲を誤り、トラスト17号地を広範にわたり除草してしまった。令和2年2月の第21回検討会議では、管理者様に相談しご了解を頂いた上で、植生に関しての調査を実施する旨お伝えしていたが、調査項目に動物や水域環境調査を追加する検討をする中で、調査実施が令和3年度となった。 ・ 誤除草前の平成28年度と、誤除草後の令和2年度の写真を載せている。ノウルシ群落と、ニホンアカガエルの産卵池について、誤除草前後の写真を載せている。 ・ 調査内容と結果の説明は、調査を実施した埼玉県生態系保護協会からさせていただく。 (大宮国道)
	<p>オブザーバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、調査項目について説明する。植物調査について、(1)の植生調査は、調査区を設置し、植生(構成種の植被率・草丈など)を記録するものである。(2)の全域株数詳細調査は、トラスト17号地全体における希少植物の生育範囲・株数を記録するもので、トラスト17号地を対象に1本単位でカウントするものである。(3)の生育状況調査は、過年度に確認された希少植物の生育状況(被度、高さ、開花・結実)状況を記録するものである。

④ トラスト17号地について

議事3

(トラスト17号地について)

オブザーバー

- ・動物調査について説明する。カヤネズミの調査は、巣の位置・個数を記録するものである。オオヨシキリの調査は、さえずりの状況、繁殖巣の位置・個数を記録するものである。ニホンアカガエルの調査は、卵塊・幼生、オタマジャクシの位置・個数を記録するものである。
- ・水域環境調査は、地表水面の水深、水路や池の形状等を記録するものである。
- ・下の表の黒丸の時期に調査を実施している。これは令和3年度に実施しているが、その前および後は、先行2車線供用後の動植物調査で実施している。
- ・先行2車線供用後の動植物調査は従来から実施しており、(1)の植物調査は、下の図の赤の道路区域に対して両側青の250m幅の範囲の広域を対象に調査している。植物についてはトラスト17号地にも立ち入りしていますが、10～50本単位でのカウントと、やや粗い調査になっている。動物調査も同様の範囲で実施しており、保全対象の10種を対象にしているが、オオヨシキリはこの中には含まれていない。
- ・調査結果を説明する。まず植生調査について、これは17号地全体の植生を把握するために調査区を設置しているが、全体としてはヨシの被度、高さが高い範囲が多くを占めていた。この中で、この図の上の屋敷林に近い範囲の2カ所に関しては、クサヨシ、ミゾソバの被度が高い傾向にあり、ヨシの被度、高さは低い傾向が見られた。

④ トラスト17号地について

議事3

(トラスト17号地について)

オブザーバー

- ・全域株数詳細調査について、これは17号地全体における希少植物の生育範囲・株数を記録したものである。ノウルシ・ハンゲショウ・バアソブに関しては、令和2年度に一度個体数が減少しているが、令和3年度は誤除草前と同等かそれ以上の株数になり、令和5年度もその状況が継続している。一方、チョウジソウについては、令和3年度は誤除草前の21%、令和5年度は8%の株数であった。また、ノカラマツについても、令和3年度は誤除草前の8%の株数で、令和5年度には確認されなかった。
- ・生育状況調査について、これは誤除草前に確認されていた5種の希少植物の生育状況（被度、高さ、開花・結実）の状況を記録したものである。下の表は、赤の色が濃いほど数が多く、白が多いほど数が少ないことを表している。ノウルシに関しては被度が高く、高さも40～80cmと確認されている。ハンゲショウに関しては少しばらつきがあったが、多いところでは被度50%に達し、高さも多くの調査区で100cm以上となっていた。一方、チョウジソウ、ノカラマツ、バアソブの3種類に関しては全体に被度が低い状況で、高さはそれぞれ80～100cm、135cm、200cmが最大となっていた。また、5種全ての種で開花・結実が確認されている。
- ・動物調査結果のカヤネズミについて、これはカヤネズミの巣の位置・個数を記録したものであるが、誤除草前の平成30年度は確認されていなかった。誤除草後の夏には確認されなかったが、冬季には4個が確認された。令和2年度は確認されなかったが、令和3年度は夏に2個および冬に2個、令和5年度は夏に1個が確認されている。

④ トラスト17号地について

議事3

(トラスト17号地について)

オブザーバー

- ・オオヨシキリの調査結果について、これはオオヨシキリのさえずりの状況、繁殖の巣の位置・個数を記録するものだが、令和3年の夏にオオヨシキリのさえずりは確認されたが、巣は確認されなかった。しかし、令和4～5年度の動植物調査では、隣接する「湿地保全エリア」で複数営巣している状況が確認されている。
- ・ニホンアカガエルの調査結果について、これはトラスト17号地を含む道路影響モニタリングの調査範囲全域で、ニホンアカガエルの卵塊・幼生の位置・個数を記録するものである。誤除草前にも17号地の中では確認されていないが、その後令和3年度、4年度も卵塊は確認されていない。
- ・水域環境の調査について、これは地表水の水深や水路、池の形状等を記録したもので、令和3年度に実施している。当初あった池の部分は、掘削当初の形状をやや保ってはいるものの、全体的に浅い状況になっており、最大水深は掘削当初は約10cmあったのが、誤除草後は6cm程度であった。また、春には全体が干上がる状況も確認された。
- ・続いて調査結果のまとめと考察について説明する。1の植生は、誤除草前はほぼ全域がヨシ群落であったことが確認されている。誤除草後は屋敷林側に近い範囲の植生はクサヨシやミゾソバを中心とした群落に変化しており、ヨシ群落への回復が進んでいない。

④ トラスト17号地について

<p>議事3 (トラスト17号地について)</p>	<p>オブザーバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2の希少植物について、誤除草範囲内で確認されていた5種の希少植物は、誤除草前と比較して、誤除草の直後および翌年に株数が大幅に減少した。ノウルシ・ハンゲショウ・バアソブの3種は、誤除草から2年後に、誤除草前と同等かそれ以上の株数まで回復している。一方チョウジソウは、令和3年度は誤除草前の11%、令和5年度は8%の株数であり、回復が進んでいない。また、ノカラマツは、令和3年度は誤除草前の8%の株数で、令和5年度には確認されなかったことから、やはり回復が進んでいない。 ・3の希少動物について、カヤネズミの球巣は、誤除草前の平成30年度は確認されなかった。誤除草後は、直後の令和元年夏には確認されなかったが、冬には4個が確認された。令和2年度は確認されなかったが、令和3年度は夏および冬に各2個、令和5年度は夏に1個が確認された。オオヨシキリは、誤除草前の状況は不明だが、令和3年度にさえずりが確認された。令和4～5年度は、隣接する「湿地保全エリア」で複数営巣している状況が確認された。ニホンアカガエルの卵塊は、誤除草前の平成30年度は確認されておらず、誤除草後の令和3～4年度も確認されなかった。 ・4の水域について、池状の水域の水深は、造成当初の約10cmと比較して令和3年度は6cmと、浅くなった。 (埼玉県生態系保護協会)
	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生方法の説明をさせていただく。

④ トラスト17号地について

議事3

(トラスト17号地について)

事務局

- ・1つ目はヨシ原について、誤除草前のヨシ原の再生を目標とする。まず、植生が変化したエリアのクサヨシ・ミゾソバの根茎を除去する。次に、ヨシ根茎の植栽と根茎を含む表土を移植する。移植後は、植生再生状況を確認した上で、必要に応じて補植等の対応を講じていく。また、オオヨシキリの繁殖に必要な群落の面積を確保するために、「湿地保全エリア」内のヨシの除草範囲と時期を調整する。
- ・2つ目は希少植物について、株数の回復が遅れているチョウジソウ、ノカラマツの2種を対象に、誤除草前と同等の株数の再生を目標とする。近隣エリアから種子採取をし、栽培管理を行う。栽培管理したポット苗を、トラスト17号地内の自生地付近に移植する。
- ・最後は水域について、ニホンアカガエルの潜在的な産卵場として期待される池状の水域について、繁殖に適した環境条件の整備を目標とする。既存の池・水路と同位置については、10cm程度の再掘削を行い、水源を復元する。
- ・これら再生の実施後は、モニタリングにより状況を確認したいと思う。

(大宮国道)

- ・1ページについて、事前に頂いた資料と変わっていて、なぜ変えたのかがよく分からない。最初の資料には「6月21日に湿地保全エリアにおいてハンドガイド式除草機による除草を実施した。作業実施中にサクラソウトラスト17号地内に侵入しての誤除草が発生した」ということが書いてあるが、今回の新しい資料では「作業範囲を誤り、広範囲にわたり除草してしまった」と、「ハンドガイド式除草機による」が消えている。写真にはハンドガイドが新しく出ているが、これはやはりちゃんと書いたほうがよく分かると思うので、何で外したのかということと、元に戻していただきたいと思う。

(北村委員)

④ トラスト17号地について	
<p>議事3 (トラスト17号地について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これは何でということではなく、元に戻していただくということだと思います。お願いします。 (亀山議長) ・調査が令和3年度からしか入っていないくて、要するに誤除草の直後ごめんなさいと言っているが、令和元年と2年の翌年に調査をしていないのは非常に不真面目というか、ごめんなさいではない気がする。一応反省も含めて、令和元年度と2年度は調査をしていないことをちゃんと記述してほしい。 (北村委員) ・そうですね。これは事実としてそうなのだから、明確に書いておいていただければと思う。ついでに言うと、この後、令和5年度とかは調査していないわけですよ。 (亀山議長) ・そうだね。令和5年度はないんだ。 (北村委員) ・令和4年1、2、3月までやっているでしょう。その後はやっていないのか。 (亀山議長)
<p>オブザーバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月から令和4年3月まではトラスト17号地のみを対象にした詳細な調査を実施している。それ以前の令和2年度と令和4年の以降は、先行2車線供用後の動植物のモニタリング調査を実施している。それはこの図にあるようにトラスト17号地も含む広範囲の調査であり、トラスト17号地にも立ち入って調査している。ただし、植物に関しては1本1本のカウントではなく10～50本単位の少し粗い調査になるが、調査は継続している。動物調査もオオヨシキリだけは保全対象種ではないので調査していないが、カヤネズミとアカガエルは継続して調査している。 (埼玉県生態系保護協会)

④ トラスト17号地について	
<p>議事3 (トラスト17号地について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それは分かるが、問題とされているこの17号地で伐採したわけだから、その場所がどうだったかをちゃんと見ているなら、そのようにまとめていただければいいのに、どうしてついでに見たような話になさるのか。追加をやっているなら、ちゃんとやりましたとしておけばいいのと思ったわけだが、どうでしょうか。小川さん、そう思われませんか。 (亀山議長) ・17号地の環境調査委託として、たぶん特別に委託をしたのですよね。要するに、それを1年間しかやらなかったということですよね。あとは今までどおりの250mのだらっとした調査をやっているだけで、17号地の失敗としては、1年のみの調査ということですよね？違いますか。 (北村委員)
<p>オブザーバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にそのとおりである。 (埼玉県生態系保護協会)
	<ul style="list-style-type: none"> ・だから、そこが、1年間調査すればいいやという感じで、その1年後すぐに報告してどうこうするならまだ分かるが、ここまでだらだらと延ばして、しかも4年度、5年度はやっていないというのは、大宮国道の姿勢としては不真面目ではないか。反省していないというか。 (北村委員) ・今から令和6年度でもう一回ちゃんとやるとかにしてくださいね。納得できるが、またついでに見ておきますということでは。誤除草はやってしまったからしょうがないけれども、それに対してその後どうなったかをちゃんと調べると、うまく復元したとかなかなか難しいということが分かるのだから、それはちゃんとやったほうがいいと、私は思う。どうしてもやりたくないという話なのか、お金がないのか、ないとも思えないけれども。 (亀山議長)

④ トラスト17号地について		
議事3 (トラスト17号地について)	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 今回令和3年度の調査結果が載っているが、この中で増減なども含めてご報告して、それを踏まえて再生のお話も最後にさせていただいた。また、令和6年度以降になるかもしれませんが、再生に向けての調査と再生後の調査も必要になってくるかと思うので、そこらは前向きに取り組んでいければと考えている。 <p>(大宮国道)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ただ、令和6年度以降になるかもしれないとか言わないで、今からね。 <p>(亀山議長)</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 今からです。 <p>(大宮国道)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 今は2月で2月、3月は大事な時期だから、明日からやりますと言ってちゃんとやってくさるといいと。間違っただけで刈ってしまったとしても、刈ったらどうなるかというのは大事なデータで、必要なんだから、それはやっておかれたほうがいいと思う。 <p>(亀山議長)</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに対応したいと思う。 <p>(大宮国道)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> それで、なかなか復元が難しいのか、あるいはそんなに時間がかからず元に戻れるのかが分かれば、小川さんたちも納得していただけるだろうと思うので、そこはしっかりやっていただきたいと思う。 <p>(亀山議長)</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 了解しました。 <p>(大宮国道)</p>

④ トラスト17号地について	
議事3 (トラスト17号地について)	<p>・資料の中に「令和4年、5年は継続的な調査をしなかったけれども、2月から速やかに実施する」と、どこかに書いておいていただくようお願いしたいと思う。 (北村委員)</p>
	<p>事務局 ・はい。 (大宮国道)</p>
	<p>・私たち自然保護団体として、17号地のこの調査結果を踏まえて話し合った。チョウジソウとノカラマツについては、こちらにも書かれていたが、誤除草以前と同じ株数になるよう移植していただく。維持管理作業は結構大変ですが、われわれがやるのではなくて、刈ってしまった側にやっていただく。そして、復元できなかつたら、土地を買ってもらえるのかなという話が出ていましたので、お伝えしたいと思う。 (小川委員)</p>
	<p>事務局 ・先ほどのご意見も踏まえ、特にチョウジソウ、ノカラマツという話もあったので、その辺に注力して復元できるよう頑張りたいと思う。 (大宮国道)</p>
	<p>・はっきり分からないが、維持管理をしてほしいということ、モニタリングをやるのでしょうか、これは何年ぐらいを予定しているのか。 (北村委員)</p>
	<p>事務局 ・モニタリング結果を検討会議にお諮りして、委員の皆さまのご意見、ご了解を頂いて、維持管理の継続なりを決めていきたい。 (大宮国道)</p>

④ トラスト17号地について			
議事3 (トラスト17号地について)	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが言うには15年はやっていただきたい、長くやればやるだけ誤除草によって受けた被害がどのような形で復元されていくか、その過程から学ぶべきものも多いだろうという話も皆から出ていた。 (小川委員) ・今小川さんが言われたのは、この後の調査を長くやってくれというのと、維持管理をずっとやってくれというのと、両方あると思いますが、それについてはいかがか。 (亀山議長) 		
	<table border="1"> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局としては、17号地に移植をして基本的に再生したというご了解を検討会の場で頂けるまでは、続けていきたいと考えている。それが12年になるのか9年になるのか今のところ明言はできないが。 (大宮国道) </td> </tr> </table>	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局としては、17号地に移植をして基本的に再生したというご了解を検討会の場で頂けるまでは、続けていきたいと考えている。それが12年になるのか9年になるのか今のところ明言はできないが。 (大宮国道)
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局としては、17号地に移植をして基本的に再生したというご了解を検討会の場で頂けるまでは、続けていきたいと考えている。それが12年になるのか9年になるのか今のところ明言はできないが。 (大宮国道) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ずっと管理してくれるのか。 (亀山議長) 		
	<table border="1"> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・再生が果たされたというご了解を頂けるまでという感じである。 (大宮国道) </td> </tr> </table>	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・再生が果たされたというご了解を頂けるまでという感じである。 (大宮国道)
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・再生が果たされたというご了解を頂けるまでという感じである。 (大宮国道) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・それでよろしいか。 (亀山議長) ・はい。 (小川委員) ・では、13ページの最後のところを書き直すこと。 (北村委員) 		
<table border="1"> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正する。 (大宮国道) </td> </tr> </table>	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正する。 (大宮国道) 	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正する。 (大宮国道) 		

⑤ サワトラノオ増殖株の移植について

<p>議事 4 (サワトラノオ増殖株の移植について)</p>	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・増殖株の移植については、地下水位や土壤水分が候補地の選定基準を満足したことから、サワトラノオの休眠期となる令和 5 年 12 月 1 日に半分移植した。計画では 90 ポットの 270 株であったが、その半分の 45 ポット 135 株を移植した。残り半分は令和 6 年 2 月 21 日 10 時から移植予定だが、降雪等特別な事情があった場合の予備日は 2 月 29 日としている。ご一緒に移植の状況を見ていただきたいと思っている。 ・写真は 2 月 2 日に撮影したサワトラノオの移植したものである。このように、株はロゼット状態になっている。 ・各移植地の形状と配置図を示している。計画から少し変更しており、計画と実績を並べている。 ・各移植地の寸法とコドロード配置については、赤い点線が計画時の候補地だったが、ウキヤガラの生育や冠水の恐れのある箇所があったので、そこを避けて今のこの箇所に移植している。図の青丸が 12 月に行った箇所で、2 月 21 日はこの赤丸の箇所の移植をしたいと考えている。 ・今後のモニタリングについて、前回の検討会議で「生育個体の元気度、本数などについてモニタリングの必要がある」とのご指摘を頂いていたので、この赤で記している箇所の生育高を追加で観測したいと思う。生育高については、新出株の数を記録し、最も数が多くなる開花時期に実施したいと考えている。
---	------------	--

⑤ サワトラノオ増殖株の移植について

<p>議事 4 (サワトラノオ増殖株の移植について)</p>	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議で「いろいろ条件を変えて実験的にデータを取るほうがよい」とのご指摘を頂いた。そこで、この図のA・B・Cの3カ所の区画を設け、それぞれ方法を変えてやっていきたいと思う。区画Aは、冬季のヨシの除草と外来種の除去を実施する。区画Bは、冬季のヨシの除草、外来種の除去のほか、競合種も除去する。競合種はヤハズソウ、コブナグサ、ドクダミ、イヌワラビを考えている。区画Cは、モニタリング結果を踏まえて除草等の実施の有無や内容を判断するなど、順応的に対応したいと考えている。 ・モニタリングについては、検討会議で了解が得られるまで実施したいと考えている。まずは当初株が種を落として発芽することの確認を目標とし、結果を検討会議で報告し、委員の方にご意見を頂いて順応的に進めたいと考えている。 ・増殖株移植地の環境整備について、移植地への立ち入り防止のため、1.5m 間隔の木杭で移植地の周囲を囲み、麻ロープで杭の間をつなぐ予定である。また、盗掘防止のため、移植地近傍に監視カメラを設置予定である。 (大宮国道)
<ul style="list-style-type: none"> ・6 ページだが、「当初株が落とした種子の発芽を確認することを目標とする」となっているが、以前も増殖株で発芽はするけれどもだんだん駄目になったとか、いろいろな形があったと思う。これはどうして発芽だけなのか。生育は関係ないのか。 (北村委員) 		

⑤ サワトラノオ増殖株の移植について

<p>議事 4 (サワトラノオ増殖株の移植について)</p>	<p>事務局</p>	<p>・6 ページ目の囲みは、まず発芽が第一の確認で、第一段階の生育がある程度進んでいる感じになるかと思う。5 ページ目で生育環境や生育状況についてモニタリングしていくというご提案をしているが、その調査結果と維持管理結果の内容を合わせて、記載させていただければと思う。</p> <p>(大宮国道)</p>
	<p>・5 ページに生育状況調査とあって、生育株数の計数で移植株と新出株とあるので、この新出株についても生育状況の調査をするということですね。ということなので、安心してください。大丈夫です。</p> <p>(亀山議長)</p> <p>・目標達成と言われると困る。</p> <p>(北村委員)</p> <p>・6 ページの上のほうの緑のところと青いところにヨシの除草と書いてあるが、これは土の中の深いところから切り取るのか、表面の枯れた部分を刈り取るのか、どちらなのか。</p> <p>(木ノ内委員)</p> <p>・どちらでしょうか。ヨシは通常地上を刈り取るが、本気で除きたければ根っこも取らなければならない。</p> <p>(亀山議長)</p>	
	<p>事務局</p>	<p>・ヨシの刈り取りは日照の関係もある。ただ、本当に根っこから取ってしまうと、移植したサワトラノオにも影響が出ると思うので、通常の表面の刈り取りを考えている。</p> <p>(大宮国道)</p>
	<p>・ヨシなども、密生して隙間が少なくなってしまうと、そこにある他種がなかなか増えなかったり、どんどん減り続けたりすることがあるので、お聞きした。</p> <p>(木ノ内委員)</p>	

⑥ 道路排水浄化施設について

議事 5

(道路排水浄化施設について)

事務局

- ・道路浄化施設についてご説明する。上尾側の植生図を示しているが、乾生草本群落、落葉広葉樹林、植林地が分布しており、令和3年に調査した結果、希少植物等が生育していないことが確認された。
- ・前回会議で頂いた「ヨシだけが植わっているようなつまらないものではなく、生物の生息生育環境となるビオトープのような設計とするように」とのご指摘を踏まえ、生息生育環境となる新たな水辺環境を創出するため、ビオトープの検討を行った。図面の左側が前回の検討会議で、右側が今回の変更案だが、ヨシ帯以外に植生移行帯、止水池、開放水面を設けた。
- ・変更前と変更後の断面を示しているが、変更後はヨシ帯の一部が植生移行帯となる。管理用道路のヨシ帯からの高さは、上尾側は約1mから2m、管理用道路の幅は1mから3mである。
- ・①のヨシ帯は、水質の浄化を目的とし、オオヨシキリやカヤネズミの生息等を考えている。②の植生移行帯は、あまり水に浸からない湿地環境だが、昆虫、両生類、は虫類の生息環境となることを期待している。③の止水池は、最大水深40cm程度の小規模な水域であり、水生植物の生息環境、水生昆虫類の生育環境、カエル類の産卵環境となることを期待している。④の開放水面は、水深40cm程度の比較的大きな水域であり、水鳥の採餌や休息環境となることを考えている。
- ・上尾側浄化施設のイメージスケッチを作成した。上尾側から浄化施設を眺めた状況である。手前に見えるのが開放水面で、このような形で考えている。

⑥ 道路排水浄化施設について

<p>議事 5 (道路排水浄化施設について)</p>	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて、桶川側の浄化ゾーンについて説明する。上尾側と同様に、乾生草本群落の植生のクズやススキ、落葉広葉樹の植生のエノキが多く見られる。桶川側は、動植物調査が未実施のため、令和6年度以降調査を実施し、希少な植物等を確認した場合は、その対策を検討する。 ・上尾側と同様の考え方で、ビオトープの設計を行った。上尾側と同様に、ヨシ帯以外に植生移行帯、止水池、開放水面を配置している。 ・断面を示しているが、管理用道路はヨシ帯から約2.8mの高さ、幅3mとなっており、サクラソウトラスト地の眺望位置については、今後調整したいと考えている。 ・桶川側もビオトープのイメージスケッチを作成した。こちらも上尾側同様に開放水面を手前にして作成しています。 <p style="text-align: right;">(大宮国道)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・私もうっかりしていたが、埼玉県江川の河川整備計画ができたということで、例えばこの辺を掘削すると、どのくらい氾濫地域になるとか、どのくらいの水量を受けられるとか、埼玉県ではその辺を調整されているか。 <p style="text-align: right;">(北村委員)</p>
	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ここについては、出水をした場合には施設は冠水する設計にしている。よって、ここを掘ったり埋めたり手を加えることによって、今の河川の流れの阻害にはならないということである。出水のときには完全に冠水するので、整備計画には影響がないというお話を伺っている。 <p style="text-align: right;">(大宮国道)</p>

⑥ 道路排水浄化施設について

議事5

(道路排水浄化施設について)

- ・ 桶管を閉じるので、そうすると、この一帯があふれるわけだと思う。そこで例えばかなり冠水して、浄化施設はだんだんきれいになるが、一番汚いとか濃いところも含めて引っ掻き回されるということによいか。
- ・ その辺も視野に入れてこの計画があると思ってよろしいか。そんなに汚して、氾濫していいのかという思いが素朴にあるのだが、いかがか。
(北村委員)
- ・ 基本的にここは全体が増水時に冠水する場所で、それを前提に検討しているとうことなので、増水時に汚れた水をここに入れてほしくないと言っても駄目である。これは江川の特徴のため、そういうことで良いのではないだろうか。
(亀山議長)
- ・ 設計が必要である。
(北村委員)
- ・ この工事はまだ発注されていないだろうから、実施設計して工事を発注される前ぐらいの段階で、委員の皆さんとできれば現場でこのようにやりますというご説明の機会を持っていただくといいと思う。そのときにまた何かお気付きのことがあるかもしれないので、ぜひよろしく願います。
(亀山議長)
- ・ ついでに、予算などの細かい点も願います。
(北村委員)

事務局

- ・ 分かりました。現場でお立ち合いいただく。
(大宮国道)

⑦ 湿地保全計画の改定について

議事 6

(湿地保全計画の改定について)

- ・ これまであまり意見書の意見を聞いていただけていないので、あらためてまたしつこく意見書を提出していきたいと思う。
- ・ 2月1日に、第27回検討会議の事前説明を大宮国道事務所から受けた。今回の議事の中では「湿地保全計画の改定について」が含まれており、これは私たちが過去3回にわたり大宮国道事務所に提出した意見書で記した「湿地保全計画 Part II」の進め方についての内容である。私たち NPO のメンバーで会議資料を検討したが、エンハンス意見書の重要部分が全く反映されていないため、この件について私たちが話し合った結果を、あらためて意見書として提出する。
- ・ 1. 「湿地保全計画 Part II」の基本となる考え方について
湿地保全計画は、現在の計画の単なる形式的・部分的な改定を短期間で行うものではなく、多少時間はかかっても、江川下流の地域づくりに責任を担っていく関係団体や行政等のメンバー皆で検討していくことにこそ、意味があると思う。また、「湿地保全エリア」内だけを検討するのでは、隣接している「トラスト地」にもさまざまな影響が生じるため、「トラスト地」等も含めた一体的な検討が必要である。
- ・ 2. 「湿地保全計画 Part II」の検討に際して反映すべき内容について、
(1) 検討会議で話し合われてきた、特に保全重要性の高いサワトラノオについては、適した植生管理の在り方に不明な点が多いことから、「湿地保全エリア」内で栽培ポット苗の移植を始めるのであれば、最初の段階から今後の維持管理の担い手となる地元の関係団体や市等も含めて計画づくりに参加し、管理活動の当事者が納得できる進め方が不可欠である。これらの点からは「湿地保全計画 Part II」の検討では、検討会議・規約の第3条（組織）に明記されている「湿地保全プロジェクトチーム」が最初の計画づくりを行った経緯もあり、また検討会議・議長がメンバー委嘱を行うことになっていることから、これを再設置してふさわしい活動メンバーとの合意形成を図りながら進めるべきである。

⑦ 湿地保全計画の改定について

議事 6

(湿地保全計画の改定について)

(2) 湿地性動植物の維持管理活動は、市民参加による官民協働で幅広く取り組むことが望まれるが、江川下流域の同じ湿地環境の中に「サクラソウトラスト地（桶川域）」「トラスト 16 号・17 号（上尾域）」等に加えて、上尾道路「湿地保全エリア（上尾域）」の次に「湿地保全エリア（桶川域）」等の保全整備が進んでいくので、これらのそれぞれの個別箇所ごとに市民参加を求めていくことは、参加者を取り合うことになるため避ける必要がある。「湿地保全エリア」は、将来的に桶川・上尾の両市に移管されることが確認書によって決定されていることや、現時点での両市の「緑の基本計画」では江川下流域について緑地保全の位置付けが明確になっていることなどから、「湿地保全計画 Part II」では、これらの湿地環境をカバーする範囲（道路区域の各 250m 幅内）を対象として、市や県と共に市民参加型による保全管理体制の一体的な推進方策の検討を、現段階から進める必要がある。

(3) エンハンスによる 30 年以上にわたって継続してきた保全管理活動の成果を踏まえると、県条例指定種であるサワトラノオやサクラソウをはじめとする湿性動植物は「氾濫原植生」としての特徴を持っているので、限られた範囲内で効果的な保全・再生対策を講じていくためには、適切かつ持続的な「維持管理活動」が不可欠であることを、計画づくりの基本に置くべきと考える。

(小川委員)

- ・ 私たちのトラスト地の周辺の用地買収が国道によって行われているが、どうしたらいいのか、今まで自由に行っていたのに、そんなことをやっていたはよくないし。それから、現実にさまざまな問題があるが、持っていき場所がないみたいなところがあって、トラスト地だけ頑張っ活動してもしょうがない。周辺も一体となった自然再生を図っていきたいと、私は思っている。

(小川委員)

⑦ 湿地保全計画の改定について

議事 6

(湿地保全計画の改定について)

事務局

- ・資料 6 の説明をさせていただく。まず、現在の湿地保全計画は、平成 24 年度に設立された湿地保全プロジェクトチームで計画が立案されている。実施体制は、地元住民 5 名、環境保護団体 4 名、学識経験者 1 名、埼玉県、上尾市、桶川市から各 1 名の参加で組織されている。
- ・設立時の体制から、地域住民や学識経験者に浅枝先生等欠員が生じており、実施体制の再構築には時間を要するのではないかと考えている。ここからは皆さんと合意形成しなければいけないが、体制が整うまでの当面は、本検討会議において改定内容等の審議を進めさせていただきたいと考えている。
- ・こちらの改定の進め方の案を示している。まず、目次の構成についてだが、目次の構成と改定内容の了解が得られれば、次回の会議で素案をお示しして詳細部分を決め、保全プロジェクトチームの体制を整えば、この改定作業やその検討をそちらに移行したいと思う。
(大宮国道)

- ・前はプロジェクトチームを作ってやったが、それは基本的には皆さんがその方がいいと思ったからですよ。それが無いのに、これからの説明は意味がないのではないか。ちゃんと人選をして、しっかりやるということが良いのではないか。これはここまでにしましょうか。
(亀山議長)

- ・前回のこの湿地保全計画を作るときに、計画前にいっばい泥をいじったり、移植したことがありましたよね。それは順序が逆じゃないかと何度も言ったはずである。勝手に重機を入れて泥を運んだり、桶川の植物を移植したりするのを、保全計画が出来上がる前にやってしまった。それは二度とないとお約束して謝罪もされたと思うが、これからの維持管理、移植も含めてどうするかを話し合うときに、また計画だけ先行して勝手にやってしまいます、泥をいじります、移植しますというのは、前とそっくり同じことをやるということである。

⑦ 湿地保全計画の改定について

議事 6

(湿地保全計画の改定について)

・だとすると、2月21日の移植もなしにしてほしい。これではできない。また同じことの繰り返しで、何回かの議事録を探せばあるが、二度とそういうことはしないと書いて、計画ができる前に土をいじったり、掘り起こしたりしないという約束だから、今回もそれをお願いする。プロジェクトチームと一緒に立ち上げながら同時並行で進むならまだ分かるが、それなしで、大宮国道の案と言っていますが、勝手に改定内容をこの検討会議で審議を進めていく。規約の中にちゃんと書いてあるわけですから、それを無視するなら、規約も改定しなければいけない。それはちょっとおかしいと思う。

(北村委員)

・移植をなしにするかしないかはちょっと待ってください。そこまで行くとややこしくなるので。その前の段階で、少なくとも規約ではプロジェクトチームはこの会議の下に置かれて、それをつくってからいろいろなことをやるという建て付けになっているわけだから、まずそこをちゃんとやっていただきたい。

・今予定している移植に関しては、これまでの流れの中で一応了解されてきているから、それをなしにするというのはちょっと難しいだろうと思う。それは進めていただくしかないと思うが、少なくとも今から説明されようとしていたことについては、ある種ルール違反というか、これまでの考え方にのっとっていないと思う。

・これまでの経緯から言っても小川さんの言われることはもっともだと思うので、これを大いに参考にさせていただいて、次回までにプロジェクトチームをちゃんと立ち上げるよう頑張っていたいただきたいということにさせていただきますが、よろしいか。

(亀山議長)

・すみません。私は意見ありです。つまり、前回泥を動かしたり移植したときに、会議であれほど「今後は計画ができてからちゃんと土を動かしたりします」と約束したのに、移植についても3回前からPTを早く立ち上げて計画変更をしてくださいとお願いしたのに、ずるずると引き延ばして移植だけ先行しているのはやはりおかしいと思う。

⑦ 湿地保全計画の改定について

議事 6

(湿地保全計画の改定について)

・だから、この 2 月 21 日の移植については、私は認められないのではないかと。ちゃんとプロジェクトチームを構成して、行政、住民、NPO も皆 21 日にその現場に入って、そこで移植の状況も見ながらというのが、せいぜいの妥協である。最低限それがないと、先に勝手に植えてくださいということにはならないと思う。

(北村委員)

・今やっている移植に関して言うと、もう半分移植してしまったわけだし、それはここで話されたことでやってきた。ただ、問題なのは前回の議事録には「移植するときに、ちゃんと断わってください」とあったのに、そこを断らずにやってしまったことであって、さらにさかのぼってそもそもそれがいけないという話にはならないと私は思うので、会議としては了解し難い。

(亀山議長)

・それを極端に言うのではなくて、移植のときに、例えばこのプロジェクトチームのメンバーぐらいが正式に出来上がっていなくても、せめてお声を掛けていただいて、そこで立ち合いながらなど、一緒にやっていただきたいと思う。

(北村委員)

・わかりました。それはやるということによろしいか。ここにおられる方々にちゃんと話をし、来ていただくということで、それはやってください。ぜひそこにお付き合いいただいて、ご意見を頂くということによろしいのではないか。

(亀山議長)

・ごめんなさい、そうではなくて、今ここにいるメンバーに声を掛けますというのは分かるが、新しいプロジェクトチームのメンバーを亀山先生が任命するわけだが、2 月から調査とおっしゃったけれども、17 号地の管理も含めて、とにかく急いでこのプロジェクトチームのメンバー構成をしなければならないと思う。上尾や桶川の行政の関係者もいるわけですから、そういうメンバーと思しき人たちにも白羽の矢をどんどん立てて、事前に声を掛けていただきたいと思う。

(北村委員)

⑦ 湿地保全計画の改定について

<p>議事 6 (湿地保全計画の改定について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それはできるだけ早く決めて、納得された方に来ていただくということだと思います。決まらなければ駄目という話ではないと思うので、そこはご了解いただかないと、途中で駄目になってしまうと全部駄目だという話になりかねないので、今言われたお話はできるだけ早く、要するに早く人選してくださいということですね。 (亀山議長) ・移植までをお願いします。 (北村委員) ・この件については小川さんの意見が文章化されているので、これを参考にしながら、とにかくプロジェクトチームをできるだけ早く立ち上げて、そこでしっかり湿地保全計画 Part II を作っていただくことにしたいと思う。 よろしいか。 (亀山議長) 	
	<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりました。 (大宮国道)

⑧ その他

その他

・小川さんから聞いたところによると、桶川側の用地の買収がもう始まっていて、小川さんたちが借りているトラスト地の地権者から、その周辺と同じ金額で買ってほしいというような話が出ているそうである。つまり、大宮国道が値段をつり上げてしまったので、トラスト活動がちょっと危機に瀕しているようだが、これは大宮国道としてどう考え、どう対処されるおつもりか。

(北村委員)

・どうしようもない。土地保全協定ということで私たちが地主さんからトラスト地の土地をお借りしているが、その方からお電話を頂いて、「いくらで国が私の土地を買ったから、あなたたちもその価格で買いなさい」というふうにおっしゃった。その価格たるや、私はもうびっくりしてしまった。地主さんももともと何の役にも立たないというお考えで「いくらでもいいから買って欲しくないか」という言い方だった。ところが、今度は同額で買ってほしいと。私は目が点になってしまった。

(小川委員)

・検討課題にしてもらえるか。

(北村委員)

・すぐに結論が出るようなことではないが、非常に困っているのは確かなので、どうしたものか少しお考えいただきたい。よろしく願います。

(亀山議長)

・今まではヨシ原の草刈りを1回20万ぐらいで外注していて、それも今年は人の土地だからやりたくないと思ったが、そうもいかないだろうということで頑張って外注に出した。そのようなことがたくさんあって、何しろ35年近く活動して状況が変わってきているので、少し私たちにも配慮を示していただきたいというのが正直な気持ちである。

(小川委員)

・いろいろご配慮、考えていただきたいことがあるということである。

(亀山議長)